

○富山市地域広場条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日

富山市規則第 221 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日富山市規則第 321 号

平成 26 年 3 月 31 日富山市規則第 36 号

令和元年 7 月 31 日富山市規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市地域広場条例（平成 17 年富山市条例第 235 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項に規定する申請書は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域広場施設の設置の許可申請 地域広場施設設置許可申請書
(様式第 1 号)
- (2) 地域広場施設の管理の許可申請 地域広場施設管理許可申請書
(様式第 2 号)
- (3) 地域広場施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて地域広場を占用する許可申請 地域広場占用許可申請書 (様式第 3 号)

2 条例第 7 条第 2 項に規定する申請書は、行為許可申請書 (様式第 4 号) によるものとする。

3 前 2 項の申請に係る許可を受けたものが、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに許可事項変更許可申請書 (様式第 5 号) を市長 (条例第 3 条の 2 に規定する地域広場における前項の申請の許可を受けた事項を変更しようとする場合にあつては、同条に規定する指定管理者 (以下単に「指定管理者」という。)) に提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

第3条 前条第1項及び第2項に規定する申請書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 地域広場施設設置許可申請書及び地域広場施設管理許可申請書
設置又は管理開始30日前
- (2) 広場占用許可申請書 工事着手15日前
- (3) 行為許可申請書 行為開始30日前から3日前まで（市長（条例第3条の2に規定する地域広場にあつては、指定管理者。第6条第1号において同じ。）が相当の理由があり、かつ、地域広場の管理上支障がないと認める場合にあつては、行為開始3日前）

2 前項の規定にかかわらず、市長（条例第3条の2に規定する地域広場における前条第2項の申請にあつては、指定管理者。次条において同じ。）においてやむを得ない事由があると認めるときは、前項に規定する期間以後においても受理することができる。

（許可書の交付）

第4条 市長は、第2条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る許可又は不許可を決定し、別に定める許可書又は不許可の旨の書面を申請者に交付するものとする。ただし、前条に規定する提出期限前の申請に対してはその決定を留保することができる。

（許可書の掲示及び提示）

第5条 条例第4条第2項の許可を受けた者は、当該地域広場施設の見やすい場所にその許可書を掲示しておかなければならない。

2 条例第5条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、その許可書を提示しなければならない。

3 前項の規定は、条例第7条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「条例第5条第1項及び第3項」とあるのは「条例第7条第1項及び第3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員（条例第3条の2に規定する地域広場にあつては、指定管理者の命じた者）」と読み替えるものとする。

する。

- 4 条例別表第2第3項第10号に係る占用の許可を受けた者は、当該
占用現場の見やすい場所に公園占用許可済の表示（様式第6号）をし
なければならない。

（行為の禁止）

第6条 条例第9条第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域広場で犬の訓練、その他畜類を放すこと。ただし、市長が
特に必要があると認める場合を除く。
- (2) 前号に定めるもののほか、地域広場の管理又は利用に支障がある
行為をすること。

（使用料の徴収方法）

第7条 条例第11条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）
は、市長の発行する納入通知書により納入しなければならない。

- 2 市長は、当該使用料の徴収に係る地域広場の使用又は占用等（以下
「地域広場の使用」という。）の期間が6月を超える場合においては、
次に掲げる地域広場の使用期間の区分により、第1期分は許可の際に、
第2期以降の分は当該各号に掲げる期間の始めに当該使用料を徴収す
ることができる。

- (1) 4月から9月まで
- (2) 10月から3月まで

（使用料の還付）

第8条 条例第11条第3項ただし書の規定により、使用料の全部又は
一部の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書（様式第7号）
を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第12条に規定する使用料の減免を受けることができる者
は、公共的団体等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第157
条第1項に規定する公共的団体等をいう。）及び市長が特に必要と認

めるもので、公益的・目的をもって地域広場を使用する場合でなければならない。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（届書）

第10条 条例第15条の規定による届出は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第15条第1号の規定による届出 工事着手（完了）届（様式第9号）
- (2) 条例第15条第2号の規定による届出 地域広場施設設置（施設管理・占用）休止・廃止届（様式第10号）
- (3) 条例第15条第3号の規定による届出 原状回復届（様式第11号）

（身分証明書）

第11条 第5条第2項（同条第3項で準用する場合を含む。）の規定により市長の命じた職員は、職務につくときはその身分を示す身分証明書（様式第12号）を携帯し、関係者の要求があったときはこれを提示しなければならない。

- 2 第5条第3項において準用する同条第2項に規定する指定管理者の命じた者に係る身分の証明は、前項の規定の例による。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の婦中町老人ふれあい広場管理運営規則（平成7年婦中町規則第7号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたも

のとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 富山市規則第 321 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 富山市規則第 36 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 31 日 富山市規則第 22 号）

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

地域広場施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所

氏 名

㊦

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	施設を設置する地域広場名	地域広場
2	設置場所及び面積	m ²
3	施設の種類及び数量	
4	施設の設置目的	
5	施設の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	施設の構造	
7	施設の管理方法	
8	設置及び管理に要する資金計画	
9	設置工事の実施方法	
10	施設の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
11	地域広場の復旧方法	
12	※ 使 用 料	1月につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図、設計図、仕様書など

様式第2号(第2条関係)

地域広場施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	施設のある地域広場名	地域広場
2	施設の設置場所及び面積	m ²
3	施設の種類及び数量	
4	管 理 の 目 的	
5	管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6	管 理 の 方 法	
7	管理に要する資金計画	
8	※ 使 用 料	1月につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図など

様式第3号(第2条関係)

地域広場占用許可申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	地 域 広 場 の 名 称	地域広場
2	占用の場所及び面積	m ²
3	占有物件の種類構造及び数量	
4	占 用 の 目 的	
5	占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
6	管 理 の 方 法	
7	工 事 実 施 の 方 法	
8	工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
9	地域広場の復旧方法	
10	※ 使 用 料	1月につき 円 1日につき 円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：位置図、見取図、設計図、仕様書など

様式第4号(第2条関係)

行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名



団体名

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	行為する地域広場名	地域広場
2	行為の場所	
3	行為の目的及び内容	
4	行為の期間	年 月 日から 時 分から 年 月 日まで 時 分まで
5	参加(及び観覧見込)人員	参加人員 人 観覧見込人員 人
6	※ 使 用 料	円

注：※印欄は記入しないでください。

添付書類：行為の場所の見取り図詳細に記入してください。

様式第5号(第2条関係)

許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1	許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2	許可に係る地域広場の名称	地域広場
3	変更しようとする許可事項	
4	許可事項の内容	
5	変更しようとする内容	
6	変更しようとする理由	

様式第6号(第5条関係)

← 35cm以上 →	
地 域 広 場 占 用 許 可 済	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 ・ 氏 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
↑ 25cm以上 ↓	

様式第7号(第8条関係)

使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る地域広場の名称	地域広場
3 許 可 事 項	
4 納入した使用料	円
5 還付申請の理由	
6 ※ 還 付 金 額	円

注：※印欄は記入しないでください。

様式第8号(第9条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名

㊟

電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおり申請します。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る地域広場の名称	地域広場
3 許 可 事 項	
4 使 用 料	円
5 減 免 申 請 理 由	
6 ※ 減 免 す る 額	円

注：※印欄は記入しないでください。

様式第9号(第10条関係)

工 事 着 手 届
完 了

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1	許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2	許可に係る地域広場の名称	地域広場
3	地域広場施設又は占用物件の名称	
4	設置期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	工事着手年月日	年 月 日
6	工事完了年月日	年 月 日

様式第10号(第10条関係)

地域広場 施設の設置
施設の管理 休止届
占 用 廃止

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る地域広場の名称	地域広場
3 地域広場施設又は占用物件の名称	
4 休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 廃 止 の 期 日	年 月 日
6 休 止 の 理 由	

様式第11号(第10条関係)

原 状 回 復 届

年 月 日

(宛先)富山市長

住 所

氏 名



電 話

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

次のとおりお届けします。

1 許可の年月日・番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る地域広場の名称	地域広場
3 地域広場施設又は占用物件の名称	
4 地域広場の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 原状回復年月日	年 月 日

様式第12号(第11条関係)

(表)
身 分 証 明 書

第 号

職 氏 名

上記の者は、富山市地域広場条例施行規則第5条第2項(同条第3項で準用する場合を含む。)による職務を命じた職員である。

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

富山市長

(裏)

富山市地域広場条例施行規則抜粋

(許可書の掲示及び提示)

第5条

- 第5条第1項及び第3項の許可を受けた者は、市長の命じた職員が要求したときは、その許可書を提示しなければならない。
- 前項の規定は、条例第7条第1項及び第3項の許可を受けた者について準用する。この場合において、前項中「条例第5条第1項及び第3項」とあるのは「条例第7条第1項及び第3項」と、「市長の命じた職員」とあるのは「市長の命じた職員(条例第3条の2に規定する地域広場にあつては、指定管理者の命じた者)」と読み替えるものとする。

様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 2 条 関係)

様式第 3 号 (第 2 条 関係)

様式第 4 号 (第 2 条 関係)

様式第 5 号 (第 2 条 関係)

様式第 6 号 (第 5 条 関係)

様式第 7 号 (第 8 条 関係)

様式第 8 号 (第 9 条 関係)

様式第 9 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 1 0 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 1 1 号 (第 1 0 条 関係)

様式第 1 2 号 (第 1 1 条 関係)